

行政不服審査法第43条第1項第5号の規定により京都市第2行政不服審査会への諮問を要しない審査請求について

次のいずれかに該当する審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項第5号の規定により京都市第2行政不服審査会（以下「審査会」という。）への諮問を要しないものとする。

- 1 同一趣旨の審査請求であって、審査会において、過去に先例となる答申が存在し、諮問しても先例の答申と同様の結論となると見込まれることが明らかである場合
- 2 前号に掲げるもののほか、審査会が諮問を不要であると判断した場合

平成30年9月20日 決定